

1 1 美幌町立北中学校「いじめ」問題への対応基本方針

(令和6年4月4日改訂)

1 いじめ問題に関する基本理念

「いじめ」の防止等のための対応に係る基本方針となる事項を定め、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくとともに、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進します。

※「いじめ防止対策推進法」より一部抜粋

【いじめの定義】

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

【学校及び学校の教職員の責務】

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対応する責務を有する。

【保護者の責務等】

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

- (1)「いじめ」が全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- (2)全ての生徒がいじめを行わず[加害者]、また、いじめをはやし立てたり[観衆]、認識[傍観者]しながら、これを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深めるとともに予防に努めます。
- (3)いじめを受けた生徒[被害者]の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指します。
- (4)「いじめ」は決して許されないことではありますが、どの学校でもどの生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ちつつ、いじめられた生徒[被害者]の立場に立って(気持ち)を重視して)、緊張感を持ち迅速に対応します。

2 未然防止、早期発見・解決のための具体的な取組

学校は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行います。また、さらに組織的な対応を行うため、第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成するいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を中核として、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。

(1) 未然防止 ～居場所づくり、絆づくり、集団づくり～

ア 教育相談体制の充実

- ・担任等による面談（随時）と教育相談期間（6月と11月の年2回実施）の効果的な活用
- ・教育委員会教育相談員との連携

イ 校内体制の確立

（ア）豊かな情操をはぐくみ、人間関係を構築する取組…日常の教育活動（授業、道徳教育、特別活動、部活動等）を通して豊かな心を育成できる体制

ウ 「学校いじめ防止プログラム」の策定

- （ア）朝読書など読書活動の充実
- （イ）生徒理解ツール、ソーシャルスキルトレーニング（SST）や構成的グループエンカウンター（SGE）の活用
- （ウ）チェックリストによる校内体制の点検・改善
- （エ）いじめ根絶に向けた生徒が主体となった運動の実施

エ 教職員の資質能力の向上…組織的に情報を共有し、組織的に対応できる体制

- （ア）カウンセリングマインドなど、生徒理解を深める教育相談技術の研修
- （イ）特別支援教育、ユニバーサルデザインに関わる研修
- （ウ）学級経営交流や生徒指導交流による生徒理解

オ 地域や家庭、関係機関（スクールカウンセラー、児童相談所、警察、電話会社等）との連携…自ら範を示し、社会生活上のマナーやルールを身に付けさせる体制

- （ア）各種通信（学校だより、学年通信、学級通信等）による啓発
- （イ）保護者との緊密な連携による迅速な状況把握・情報共有

(2) 早期発見・解決

ア 校内研修による教職員の意識向上と情報交換による組織的な共有

イ 普段からの家庭との連携・協力関係の構築

ウ いじめアンケートの実施（最低年2回、6月、11月）

エ 心配な様子が見られる生徒に対しての個人面談の実施（「いじめアンケート」結果や「生徒理解ツール〔Q-U；6月2日実施予定〕」の分析結果の活用）

オ 校内巡視等によるきめ細かな生徒観察

- ・「ひとりぼっちの生徒」「不自然な行動の生徒」「からかわれている生徒」はいないか など

カ いじめの申立があった時やいじめがあったことが確認された場合は、必要に応じ「いじめ防止等対策委員会」を開催し、解決にあたります。

☆「美幌北中学校いじめ防止等対策委員会」構成(敬称略)

<構成員> ㊦ 校長 ㊧ 教頭 ㊨ 主幹教諭 ㊩ 生徒指導 ㊪ 養護教諭 ㊫ 当該学年部

※必要に応じ、㊬ 教育委員会 ㊭ 心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者

㊮ PTA会長・副会長 ㊯ 関係機関の代表者 等を加える。

※いじめの解消は、「いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月間継続している」「被害生徒が心身の苦痛を感じてない」状態をいい、面談等により学校、保護者、外部機関などを含めた集団で確認し判断することになっています。

3 関係する生徒への対応

(1) 関係生徒に対する迅速な事実確認(状況の正確な把握・確認)

(2) 関係生徒への支援・指導

ア いじめを受けている生徒〔被害者〕に対する支援

(ア) 共感的な理解 (イ) 安心できる環境の確保 (ウ) 長期的な相談支援

イ いじめを行った生徒〔加害者〕に対する指導

(ア) 相手の苦しみを理解させる指導

(イ) 自分の行為と自分自身を見つめさせる指導

(ウ) 温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導

(エ) 人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導

なお、必要に応じて、出席停止による指導及び関係機関(児童相談所・警察等)との連携を行います。

ウ 観衆や傍観者となった生徒に対する指導

(ア) いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導

(イ) いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導

(ウ) いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導なお、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行います。

4 家庭との連携

(1) いじめを受けた生徒の家庭に対して

ア 事実を迅速に伝える。

イ 保護者の心情や要望を十分にうかがった上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図ります。

(2) いじめを行った生徒の家庭に対して

ア 事実を迅速に伝えます。

イ いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について家庭と連携・協力して根本的な解決を図るようにします

(3) 全ての生徒・保護者に対して

いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者説明会を開催します。なお、家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報に十分留意し、適切に行います。

5 関係機関(警察等)との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命・身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれることから、これらについては早期に警察等に相談・通報の上、連携した対応をとることとします。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査(第28条)

ア 重大事態の意味

第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。また、第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

例えば、

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としています。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要があります。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえ対応することになっています。学校は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たります。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を町長に報告することになります。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査が実施されることとなります。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係をもとに速やかに調査が進められることとなります。

また、学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、教育委員会による必要な指導、人的措置も含めた適切な支援が行われることとなります。なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、町長による調査が実施されることも有り得ることとなります。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることをいいます。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るために行われることとなります。